



0004219-000

特240-518

孫文の提唱せる三民主義の梗概

水野梅曉・著

東亞研究会

昭和2

ABB

特240

518

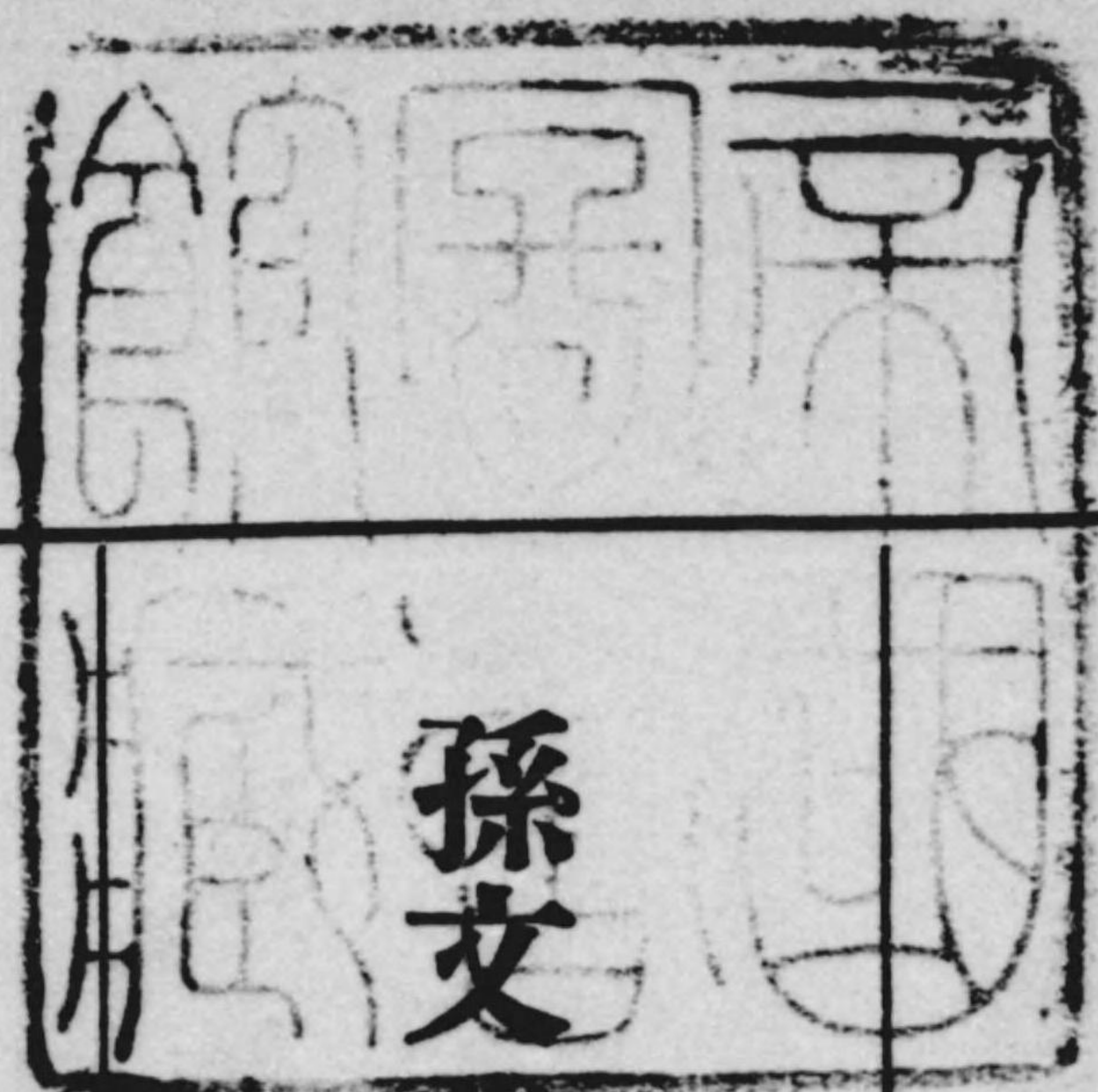
支那時報社長 水野梅曉著

孫文の提唱せる三民主義の梗概

臨時特輯

東亞研究会發行

特 240
518



支那時報社長 水野梅曉著

孫文の提唱せる三民主義の梗概

臨時特輯

東亞研究會發行



目次

一、革命提唱時代の孫中山……………一

二、三民主義の提唱と其の由來……………三

三、同盟會の四大綱領……………五

四、民族主義の内容……………八

五、民權主義の内容……………一〇

六、民生主義の内容……………一三

孫文の提唱せる三民主義の梗概

水野梅曉

一、革命提唱時代の孫中山

前清同治五年（西曆一八六六年）十月六日を以て、廣東香山縣に呱呱の聲を揚げたる孫逸仙は、青年にして西曆一八八四年の清佛戦争を目撃するや、油然として清朝顛覆の大志を抱き、鄭弼臣、陳少白、楊鶴齡、陸皓東等の諸豪と交り、廣東、香港、澳門の間を往復し、誓つて清朝を顛覆して漢人の手に依りて四百餘州の山河を恢復し、漢人の勢力を以て、西力の東漸を防止せんと欲したるが、當時の社會には此等の五人を目して、大逆無道の群となし、敢て之と交るものは無かつた。併しながら彼れ孫中山は、同郷の先輩によつて屢洪秀全の太平天國の事跡を聞かされ、且彼の叔父がハワイに在住したる關係より、彼は幼年にして、ハワイに遊び其の後香港に回りて、英人の經營せ

る醫學校に學びたる等の關係よりして、外界の情況に通じたる彼は如何にしても、滿清朝廷を推倒して壓迫せられつゝある漢民族を解放せねばならぬと云ふの決心を固め、人の之を顧みると否とに拘らず、醫學校を卒業したる後は、廣東、澳門の兩地を根據として實際的の革命運動を開始すると同時に、一面には人を派して、各地の哥老會其他の土豪と連絡せしめ、又彼自らは武漢、京津等の地方に遊歴して、各地の狀況を觀察しつゝ時の到るを待つたのである。

然るに一八九四年に至りて、偶々日清兩國の國交決裂したるを以て、彼は此の機會に於て、革命の大業を決行せんと欲し、ホノルル及び米國各地に至りて、興中會なるものを組織し、海外在留同胞の援助を得んとしたるが當時彼は未だ多數の賛成者を得ること能はざりしも、日清戰爭に於て清朝が大敗したる結果、清朝政治の腐敗せる情況が暴露したる爲め、彼は此の機會を逸せず、香港、廣東等に各種の機關を設けて、一舉にして廣東を占領し、此れを根據として全支に亘る革命を遂行せんとしたるに、武器輸入の手違ひより、その計劃は中途に於て暴露し、之が爲に同志の慘殺せられ、或は入獄するもの、七十餘人に及びたるも、彼は幸ひにして、その險を免れ、香港を経て日本に來り、決然として斷髮改装の後、再びホノルルに至つて興中會を擴張し、更に進んで米國に在住

する同胞の間を遊説したる後、歐洲の形勢をも視察せんと欲して、英吉利に至りたるは一八九六年であつたが、此時米國駐在の楊支那公使は、英國駐在の龔支那公使に密電して、彼の逮捕方を通牒し來りたるを以て、英國駐在の龔公使は、英國の探偵其他公使館員を指嚇して、巧に彼を倫敦の支那公使館に幽閉し、その處置を北京の總理衙門に請訓するなど其間約半月の久しきに亘りたる爲め、彼は公使館にて使用せる英國人のボーイを買収して、香港醫學校時代の舊師のカントリー氏に急を告げたるを以て、カントリー氏は言論機關の力と、外交上の援助とを以て終に彼を安全に救出したと云ふが如き事件を發生したるが、要するに彼は此の時代に於ては、既に推しも押されもせぬ、一つの大きな革命的の風雲兒となると同時に、其の年齢も已に三十有一歳と云ふ男盛のものとなつたのである。

二、三民主義の提唱と其の由來

右の如くにして倫敦公使館を脱出したる後の彼は、歐洲大陸に遊びて靜かに文物制度を視察し、且各國朝野の名流と交りたる結果、彼は思へらく、歐洲各國は其の名は即ち富強なりと雖、人民の

苦痛は尙ほ元の如きものである。故に吾人中國の革命を行はんと欲するものは、必ずや此の方面に對しても充分に意を用ひて、革命の爲に勞すと同時に、國民の生計に對する根本策を樹立せねばならぬとの決心を爲し、それが爲めには、國民經濟を主としたる、民生問題は必ず之を、民族問題と民權問題を同時に解決すると云ふの方針を以て進まねばならぬとの決心をなし、茲に於てか彼は始めて今日の所謂三民主義なるものを提唱し、此の三民主義に依つて、母國の革命を促成すると云ふ方略を定め、直に歐洲を捨て母國と最も接近せる日本を根據となし、一切の計劃を進むることとなり、日本に再歸せるも、當時日本に在留せる彼等の同胞は彼の主唱する革命に反對し、共和に反對するもの多くして、此に賛成するもの少き而已ならず、康有爲に依つて提唱せらるゝ保皇黨の組織せらるゝありて、其の運動の困難なることは、言語に絶するものがあつたにも拘らず、彼は更に屈せずして、人を香港に派して、革命鼓吹の機關紙を發行し、一面には香港及長江各地の哥老會等と聯合して、興中會の勢力擴張を圖つたものであつた。

然るに西曆一九〇〇年に至るや、拳匪事件發生によりて八ヶ國の聯合軍は北京に侵入し其結果北京に於ける八ヶ國對清廷の講和議定書に於ては、三十九ヶ年間に九億八千萬兩の賠償金を負擔する

こととなりたるを以て、彼は民族主義の提唱と、革命の鼓吹には頗る便利なる狀況となり、爾來各地に於て彼が播種せる革命の種子は、完全に發芽し成長する事となりて、五年を経過したる一九〇五年には、東京に於て正式に革命を目的とする各種の團體を糾合したる同盟會を開くこととなり、革命成功の後に於ては、國體は必ず民主共和となすと云ふが如き大綱を定め、民報と稱する機關雜誌を發刊して三民主義を鼓吹し、支那の各地に於ては、到る處同盟會の支部を設立し、會員の數は一萬餘を算するに至り、革命の風潮は、支那の全土を震撼するに至りたるを以て、其翌一九〇六年には清國政府より日本政府に向つて、彼を日本國外に退去せしめられたしとの交渉を提起すると云ふが如き情勢となつた。

三、同盟會の四大綱領

斯くの如く破竹の勢を以て發展し來りたる、革命主義者の總同盟は、左記の如き四大綱領を掲げて、之を天下に號招したるを以て、清廷の震駭したるも決して偶然ではないのである。故に予は試みに其綱領を左に述べる事とした。

一、鞭撻を驅除す。今の滿洲は本と塞外の東胡であつて、昔明朝にありては屢々邊患を爲したるが、後中國の多事なるに乗じて、長驅して關を入りて我中國を滅し、我漢人に迫つて其の奴隸と爲し、従はざるを以て殺戮すること億萬を算し、我漢人は亡國民たること茲に二百六十年なるが、滿洲政府の窮凶極惡も今は已に貫盈したるを以て、義師の指す所、彼の政府を覆して、我の主權を還さんとするものなれば、滿洲に事へつゝある漢軍等の若し悔悟して來り降るものは罪を免するも、敢て抵抗するものは之を殺して赦さず、又漢人にして滿奴と爲つて漢奸と作るものに對しても亦然りである。

二、中華を恢復す。中國は中國人の中國なれば、中國の政治は中國人が之に任ずるものなれば、鞭撻を驅除したる後に於て、光復したる國家に對して、敢て石敬瑭、吳三桂の如き所爲を爲すものなれば、天下は共に之を撃つものである。

三、民國を建立す。今は平等革命に由りて、民國政府を建立するものなれば、凡そ我國民は皆平等に參政權を有するを以て、大總統は國民より之を共舉し、議會は國民より公舉したる議員を以て之を構成し中華民國の憲法は人々共に之を守り、敢て自ら帝制を爲すものなれば、天下は

共に之を撃つものである。

四、地權を平均す。文明の福祉は國民平等に之を享るものなれば、社會の經濟組織を改良するには、天下の地價確定して、其現有の地價は尙之を其の所有者の所有に歸し、革命後に於ける社會の改良進歩に依りて増加せる地價は、即ち之を國家に歸して、國民と共に之を享用することゝすれば、肇造せられたる社會も國家も家給し人足りて、四海の内一夫も其の所を獲ざるものなきを得るものなるが、敢て之を壟斷して國民の生命を制せんとするものなれば、衆と共に之を棄つるものである。

云々と云ふのが、即ち其の全文であるが、此の四大綱領は即ち之を三期に分ち、第一期に於ては軍法を以て之を治むることゝして、其の期間を三年と定めて居るが、夫は革命軍が起つてから、各地を漢人の手に恢復するは大體少くも三年との見定めを付け、次の第二期の三年は之を約法時代と爲し、軍法より一步を進めたる規約的法律にて、凡ての惡風例せば阿片の禁止とか、婦女の纏足を禁ずるとかと云ふが如き問題よりして、人口の調査其他人民の權利義務と、人民と政府との關係例せば、地方議會と軍政府との關係等を訓練せしめ、第三期の時に到りて始めて、憲法政治を布い

て約法を廢し、軍政府は之を解散して國民公舉の大總統以下の公職を定めて、中華民國の完成を期せんとしたるものにして、其の抱負と理想とは、實に今を距る三十有餘年前に於て、彼等は我東京にありて革命實行の方略として、之を議決したるものであると云ふ事を回顧すれば、餘談ではあるが、清朝が爾後十餘年にして倒れ、袁氏が自ら帝制を爲して十一年前に倒れたる所以も、乃至は其の軍閥が強きが如くして、結局は天下と共に棄てらるゝ所以は、實に此の一九〇五年の同盟會の四大綱領に起因して居ると云ふ事を知らねばならぬ。

四、民族主義の内容

前項に於て略述したるが如く彼と彼等の同志たる同盟會員は四百萬の滿洲種族を以て、四億の漢人を統制しつゝある事實を憤りて、革命の決心をなし、其の主義綱領を掲げ、且その綱領中の最も重要な部分として滿洲朝廷を呼ぶに隳虜を以てして、今日の所謂民族主義を高潮し、中華民國を建設して民主主義の共和政體を確立して民權を擴張せんとし、更に地權平均の項に於て今日の所謂民生主義を高潮したる次第であるが、彼等は右の如き綱領を掲げたる後十餘年を出ずして、滿洲朝廷

を推倒したるを以て、爾後に於ける民族主義の内容は、讀んで字の如く、吾人は飽迄も民族的自覺の上に立つて、その民族の全能力を發揮せしむるのみならず、民族と民族は相互間にも必ず平等の原則の上に立ちて、共に發達を期すべきものであると云ふ主義を高潮することゝなつたが、之は清廷の讓位後は漢、滿、蒙、回、藏の五族共和を宣言したる對内的關係と、世界の思潮が著しくインターナショナル的傾向を帯び來りたる結果より、自然民族主義に對する説明にも變化を來したるものである。故に予は茲に孫中山の自叙傳中に、彼が晩年に於て筆録せる民族主義に關する説明を引用して民族主義に對する内容の變化を示すことゝした。

中國歴史の示す所を見れば、即ち中國の民族には、獨立性と能力とを有することを知らることが出来る。故に其他の民族と相遇へば、即ち和平にして相安んじ、或は此を狎習して同化せしむるの能力を有して居るものであるが、其の政治が修らずして、軍事の廢弛したる時は、暫く他民族の蹂躪と宰制とを受くることあるも、遂には必ず自らの力を以て、此に勝つと云ふ事は蒙古が百年間に垂んとして中國を宰制したるも、遂に明の太祖が天下の豪傑を率ひて、宗國を光復したるが如く、又滿洲族が中國を宰制したるも、中國人は終に必ず此を驅除することを得たのである。

けだし此の民族思想なるものは、實に我が先民の遺留したる所であつて、初めより外部の淘汰を待つたものではない。故に予の主張する所の民族主義も、特に先民の遺留する所のものに就て此を發揮光大して、其の缺點を改良せんとするものであつて、滿洲に對しても單に之が復讐を事とせざるのみならず、努めてこれと平等を以て、共に中國の内に處せんとするものであるは勿論、此の主義を以て、國內の諸民族に對しても、亦世界の諸民族に對しても、努めて我民族は民族としての獨立の地位を保ち、我固有の文化を發揚し、且世界の文化を吸収して、此を光大して以て諸民族と世界に並立して、大同の化を馴致せんと欲するものである。此が即ち予の所謂民族主義であると同時に、又世界の民族に對する主義である。

五、民權主義の内容

彼は既に説明せるが如く民權主義に基く共和國の建設を以て、革命の目標となしたるものであるが、彼自身の説明に由れば彼の思想は、決して外來の思想を繼承したるものに非ずして、彼等先民の遺したる古典に基きて、その政體を共和民主としたるものであると稱し、民權主義に關して

は次の如き説明を試みて居る。

中國は古への唐虞の揖讓、湯武の革命以來、之を垂れて學説となしたるものに、所謂『天の視るは、我民より視、天の聽くは、我民より聽く』と云ひ、又所謂『一夫紂を誅するを聞いて、未だ君を弑するを聞かず』と云ひ。又『民を貴となし、君を輕しと爲す』と云ふが如き言葉があるが此等は皆民權思想の發露であると云ふ事は出來るとしても、從來は只其の思想があつたのみで、其の制度は無かつたのであるから、民を以て國を建つると云ふ制度は必ず此を歐米から採らねばならぬ。而して其の歐米諸國にも民主立憲國もあるし、又君主立憲國もあるが、其の民主立憲國は勿論、君主立憲國と雖、民權が漲進し君權は自然に退縮して居るのは事實である。故に予は革命に従事するの初めに當つて、中國は民主と爲すに非ずんば不可であると爲したのであるがそれには左の如き三個の理由がある。

- 一、既に民は國の基であると云ふことを知れば、一國內の人は總て平等であるから、君主は存在するの餘地は無しと云ふ理論が發生して來るからである。
- 二、滿洲族が中國に入居してより、中國の民族を被征伏者の地位に置き、亡國の痛を嘗めさざる

ること二百六十年に及びたるを以て、君主立憲を行ふに於ては、他國に在りては君民間に甚深の悪感なきを以て差支なきも、中國に在りては前述の如き歴史上の關係より之を行ふこと能はざるものがあるからである。

三、中國の歴史上に於ける革命は、毎回其の混亂が長時間に亘つて居るが、此は皆人々が各自に帝王たらんと欲して、其の争闘を繼續するからである。故に今民主制を行ふ事とすれば、其の争ひが自然に絶ゆるを以て、將來の建設の爲にかく定めたのである。

以上三個の理由に依つて、予は民權主義の第一義として民主政體を決定したるも、其の民主政體は民主的專政を行ふ可からざるものなるを以て、必ず憲法を制定して、此に依つて治を圖らんと欲するものである。しかし歐洲に於ける立憲の精義は、モニテスキューより發して、所謂立法、司法、行政の三權分立となつて、歐洲の立憲國に行はれて居るが、予は歐米に遊んで深く政治法律の特質を究めたる結果、選舉の弊害は何等かの方法を以て、此を救済せざる可からざるの必要を痛感したるを以て、中國が古より相傳へたる所の攷試と糾察の二制度は、實に意義のあるものであつて、歐米に於ける政治法律の弊を救ふに足るものなれば、予は攷試、糾察の二權を以て立法、

司法、行政の三權と並立せしめ、此を合して五權憲法となし、更に直接民權の制を採つて、以て主權民に在るの實を現さんとするものである。斯くの如くにして、予の所謂民權主義なるものは、遂に圓滿にして憾みなきを得るものである。

六、民生主義の内容

彼の民生主義とは、所謂現在に於ける各種の社會主義的學說と、經濟政策とを混一したるもの名づけて、民生主義と稱ふるものであるが、その初めに於ては、政治革命のみに没頭せんとしたる彼も屢歐米に遊びて驚くべき勞資の軋轢と貧富の差あるを目撃したる以來、國民的經濟政策を加味したる革命を遂行するに非ずんば、到底永久の政治的安定を圖る能すと爲し、夫には先づ大規模の生産は之を國家の手に收めて、其需給關係を滑かにして、一般國民をして、食、衣、住、行、育、樂の六種の享受を出來得る限りに於て平等ならしめ、行く、行く世界をして大同の域に進ましめんと欲するものである。併し彼はマルクス主義の唯物史觀に依る、共產を目的としたるものには非ずして、唯心論をも加味して、各階級と各思想とを聯合したる、一の新經濟政策に依る國家社會主義的

の新制度を組織せんとするものであるとの説明を爲して居るが、要するに彼の唱ふる所の民生主義なるものは、前述の如き六種の享受を、出來得る限りに於て自國民は勿論、世界の全人類にも共通せしめて、將來に於ける階級争闘並に經濟革命の根源を斷たんとするものである。故に今彼の説明せる民生主義に關する要領を、左に録して其の眞意のある所を知るに便せしむることとした。

歐米に於ける生産機關の發明は益貧富不均の現象を呈せしめ、その横流の激する所は、終に經濟革命の烽火となり來りて、此を從來の政治革命に比すれば、更に激烈なるものとなつた。然るにも拘らず此の現象に對して、我國の人士は三十年來更に此を顧みるもの無かりしも、予は歐米に遊んで其の岌々として危殆に瀕せる經濟狀況と、各國の人士が之に對して焦頭爛額するも、此を救済する方法無きに苦しむ有様を目撃して、即ち想へらく、我國の經濟組織は、此を歐米各國に比すれば、固より其の異なる所ありと雖、貧富不均の現象は、必ず將來日と共に増大するものなれば、何等かの方法を以て、未だ雨降らざるに、此を網繆せざる可からずと爲し、諸種の社會學說を參酌し、その特質を比較し、國家社會主義なるものは、尙ほ比較的穩健にして、之を行ふに足る可きものありとなし、之と同時に歐米の焦頭爛額者が爲しつゝある所を以て、直に之を我國

に行ふは更に不可なるものあるを知りたるを以て、茲に民生主義なるものを確立して、此を民族主義と民權主義と同時に並行せしむるの策を立つれば、吾人は一舉にして政治の改革を行ふと共に經濟革命の源をも塞く事を得るものとなし、國家の力を以て先づ地權を平均し、資本を制限せんとするの政策を樹てんとしたるものが、即ち所謂民生主義なるものである。

以上は孫文自叙傳の中に於て、彼が三民主義を提唱するに至りたる徑路を説明したるもの、梗概であるが、彼の所謂地權平均説は、同盟會以來の政綱であつて、既に其の地權平均の方法は同項に於て説明せる通りであるが、資本の制限とは、國民生活の根本を一部資本家の手によりて左右せらるゝが如き危険を避くる爲め、國家の基本的交通運輸を初め、金融機關其他の重要なる經濟的機關は勿論、苟くも公共的の性質を有するものは、全部之を公營に移して其の需給に便ならしむると共に所謂資本家の一部をして、其の利益を壟斷せしめざらしむるを目的とするものであるが、更に進んで其詳細なる主張を検討せんと欲せば直接彼の講述したる『三民主義』に就て其主張が那邊にあるや、將又三民主義と共產主義との異同如何等を比較すれば、現代支那の一般的思潮も自ら明かにするを得るものであるが、茲には極めて簡単に只其の三民主義の梗概のみを略述して擱筆することとした。

313
366

昭和二年四月十九日印刷
昭和二年四月二十一日發行

複製轉載を禁ず

『孫文の提唱せる三民主義の梗概』

東京府西巢鴨町池袋千二百五十八番地

編輯者 磯部 榮一

東京市芝區南佐久間町一丁目一番地

印刷者 久保 民生

東京市芝區南佐久間町一丁目一番地

印刷所 商務印刷所

東京府西巢鴨町池袋千二百五十八番地

發行所 東亞研究會

(振替口座東京五八九二九番)

